

障がい者福祉情報

162号 2022年11月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7 クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319 https://www.fuku-shakyo.jp/kikanshi/fukushi-back/

障害者情報アクセシビリティ・ コミュニケーション施策推進法について

『障がい者による情報の取得・利用・意思疎通をより円滑に!』

障がい者に関わる法律「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(通称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」)が、2022年5月25日に公布、同日施行されました。

国連の障害者権利委員会 『日本の取り組みを審査、勧告』2022. 9.20/2022. 10.15

障害に基づくあらゆる差別の禁止を定めた「障害者権利条約」は、2006年に国連で採択されました。日本もこの条約に2007(平成19)年に外務大臣が署名し、2013(平成25)年12月に批准が正式に国会で承認され、批准書を国連に寄託し、締約国となっています。

締約国には、条約に規定された事項が守られているかを監視する機関の設置が義務づけられており、2022(令和4)年8月にスイスのジュネーブで、日本に対し初めて国連の障害者権利委員会による対面での審査が行われました。そして翌月の9月9日に審査結果と勧告が公表されました。審査、勧告は、委員が日本政府の代表団に質問し、そのやりとりを踏まえたものです。

勧告には、脱施設化やインクルーシブ教育などのことが含まれています。この勧告には拘束力はありませんが、締約国としては尊重すべきであり、真摯に受け止め、今後へ向けた日本流の確かな対応が求められています。

も く じ / 通巻162号

•	・障害者情報アクセンヒリティ・コミュニケーション施束推進法について/障害	官
	権利委員会による勧告とその対応について ・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ~	-4
	・デフリンピック2025年東京開催決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	・お知らせ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6~	- 7
	・福岡県障がい者福祉情報ハンドブック2022 案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3





取得利用・意思疎通に障がい者による情報の

推進し、 明らかにするとともに、 れらの施策に関し、基本理念を定 とが極めて重要です。そこで、こ その他あらゆる分野の活動に参加 する一員として社会、 本となる事項を定めて、 意思疎通を図ることができるこ 報を十分に取得・利用し、円滑に するためには、 全ての障がい者が、 国 全ての国民が、 地方公共団体等の責務を その必要とする情 経済、 社会を構成 障がい 総合的に 施策の基

もで。 4年5月25日に公布・施行されまかーション施策推進法案) が令和報アクセシビリティ・コミュニ

決議が付されています。衆議院において左記のとおり付帯なお、本法の成立に際しては、

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講
するべきである。
一 障害者による情報の十分な取
得及び利用並びに円滑な意思
疎通への配慮に努めて開発し
た情報通信機器その他の機器
た情報通信機器その他の機器
について、検討を行うこと。

なく、相互に人格と個性を尊重し

有無によって分け隔てられること

合いながら共生する社会の実現に

する法律案」(いわゆる、障害者情に意思疎通に係る施策の推進に関者による情報の取得及び利用並び資することを目的として、「障害

兀

行

政

機関に提出する書類の

対政的な措置を含め必要な検 財政的な措置を含め必要な検 財政的な措置を含め必要な検 財政的な措置を含め必要な検 対で行うこと。

本法同様に四十七全都道府県を千七百四十一全市区町村のと千七百四十一全市区町村の路まえ、手話言語等の立法を踏まえ、手話言語等の立法を踏まえ、手話に関する施策の一

五.

内監視機関となって

国連には、権利条

ています (第34条)。 「障害者権利委員会」が設置されたの独立した専門家で構成された18

障害者権利委員会は、締約国か 時害者権利委員会は、締約国から提出される権利条約の履行状 の取り組みに対する審査、勧告は の取り組みに対する審査、勧告は の取り組みに対する審査が、この を検討し、審査を行 の取り組みに対する審査が、この

勧告には拘束力はありません。しかし締約国としては尊重すべきことであり、真摯に受け止めた日本流の確かな対応が求められています。もし、勧告に対する明確な説明や合理的な日本流の対応ができないとすれば、日本には文化できないとすれば、日本には文化であり、真摯に受け止めたが確立していないとみなされかねない状況です。

況の検証について障害者権利条約の実施状

情報コミュニケーション・ア

障害者権利委員会による 審査・勧告のプロセス

①締約国は、 に提出する (第35条1項)。 総長を通して障害者権利委員会 に関する報告)を国際連合事務 それによってもたらされた進歩 履行するためにとった措置及び 力が生じた2年以内に「政府報 (権利条約に基づく義務を 自国で権利条約の 効

③互いの「建設的対話」を経て今後 の政府に「事前質問事項」を送 政府から回答を得る。

改善すべき点を勧告としてまと

②障害者権利委員会が審査対象国

※2019 (令和元) 年6月、NG 〇がパラレルレポートを作成し、 とに権利条約の実施状況を報告 する義務がある(第35条2項)。 けた点の改善に取り組み、 政府は、その後4年間に勧告を受 めた「総括所見」が採択される。 **4**年ご

員会から日本政府への 年10月に障害者権利委 権利委員会に提出。 「事前質問事項」が届く。

> 答。NGOが建設的対話用パラレ ルレポートを作成 本政府が事前質問事項に対し回 2020 (令和2) 年12月、 日

查、 時期が伸びたためにこの度の審 される予定だったが、コロナ禍で の審査を経て「総括所見」が公表 動告となった。

2021 (令和3) 年の夏~秋

 $\begin{pmatrix} 0 \\ 2 \\ 1 \end{pmatrix}$ リーズ14「障害者福祉」弘文堂2 (参考文献:新・社会福祉 士シ

とです。 訳の発表はまだですが、勧告の主 なポイントは次に掲げるようなこ 勧告 (総括所見) の正式な日本語 障害者権利委員会から出された

勧告の主なポイント

9 月14日をもとに作成 朝 日新聞2022(令和 4 年

強制入院について

的規定の廃止 由を奪うことを認めるすべての法 障がい者の強制入院によって自

精神病院の在り方について

念など 強制治療を正当化する法律への懸 隔離・身体拘束、強制投薬など

脱施設化について

Ļ た迅速な措置をとることなど 障がい児者の施設入所を廃止 地域社会での生活支援に向け

インクルーシブ教育について

を受けられるようにすることなど 合理的配慮と、必要な個別の支援 させるため、障がいのある生徒が 分離された特別支援教育をやめ

※なお、障がい者の働く権利の問 のことなども含まれています。 で不妊手術を強いられた被害者 解を示す勧告や旧優生保護法下 祉的就労の場」への否定的な見 題とも関連することとして、「福 への謝罪や期間を限らない救済

告がどのように実施されたかにつ 028年2月20日までに今回の勧 また日本政府に対し、次回は2

> 出を求めています。 いての情報を含めた定期報告の提

勧告をどう受け止めるか

インクルーシブ教育

学級から隔離されているとの懸念 める考えを明確に表明しました。 行の特別支援教育の取り組みを進 ムの推進に努めたい」と述べ、現 き続きインクルーシブ教育システ ない。勧告の趣旨を踏まえて、 援教育を中止することは考えてい の場において行われている特別支 された会見で、「現在、多様な学び 部科学大臣は9月13日に動画配信 を示す勧告に対して、永岡桂子文 インクルーシブ教育に関 障がいのある児童生徒が通常 連し 引

障がい者の就労支援

問題と障がい者の就 がい者の働く権利の 重要なことです。障 のためにはきわめて するかは、共生社会の形成、 障がい者の働く権利をどう保障 実現





何よりもまず「就労 として重要な点 労支援を考える前提 は何か」、「雇用と

は、

あり、 問題の介在があるはずです。 ことです。そこに具体的な問題が は何か」ということを考えてみる いわゆる「合理的配慮」の

【障がい者の就労支援に向けた考 え方のポイント)

②就労は「生活の質」にかかわる ①就労する側と雇用する側の両者 の立場で考える。

③多様な職種があり、多様な雇用 形態・就労形態があってよい。 質が向上するとは限らない。 られる賃金が多ければ、生活の ことであるが、就労によって得

④就労・雇用の継続性と安定性の 活動が重要となる。 る人々の理解を得るための啓発 社会的位置づけ及びそれに対す た就労概念の拡大とその明確な 祉的就労」「保護的就労」を含め 確保を図るには、 いわゆる「福

⑤障害者総合支援法による就労支

効性のある円滑な支援のための 援事業の就労継続支援B型を利 再検討を行う。 を考えれば、現状を直視した実 知的障がい者であるという現状 者であり、そのうちの約9割が 者の約7割は特別支援学校在学 の、「就労アセスメント」の対象 用 希望する場合に必要な現行

⑥障がい者の就労に関する問題は り、それは社会保障の問題であ 基本的人権にかかわる問題であ として考える。 係が問題となっているが、 る。福祉的就労と労働法との関 は社会福祉及び社会保障の問題 それ

障害者の地域生活支援 政府、法改正案提出 ^

※朝日新聞2022(令和 10月15日から一部引用 4 年

連法の改正案が14日、 るように支援を強化する障害者関 れました。施設を出て、 障がい者が地域で暮らしていけ 閣議決定さ 一人暮ら

> ます。詳しくは次のとおりです。 の臨時国会での成立を目指してい 努力義務とします。政府は開会中 域生活の拠点整備などを市町村 ループホームを新設するほか、 しを希望する人を対象としたグ 地 \mathcal{O}

グループホーム

▼一人暮らしなどを希望する人が 集まって一定期間入居する新た なタイプを設ける。

▼掃除や金銭管理のやり方などを 退去して地域生活を始めた後も 習得できるようにサポートする。 談に応じるよう求める。 定期間はホームの事業者が相

市町村が整備する地域の拠点

◆家族が亡くなった場合など緊急 支援にあたる。 時のサービス提供のほか、施設 的に退所(退院)した際の生活 や精神科病院で暮らす人が一時

入所や入院が長期化した人で ことで移行しやすくする。 地域生活を体験してもらう

精神科病院

◆職員等による病院 内での虐待を発見



とを明記する。 県などへの通報を義務づける。 のは49%にとどまっていた。通 ち医療機関側から通報があった 内での虐待が疑われる事案のう 厚労省の調査では、 な扱いをうけないようにするこ 報した職員らが解雇などの不当 に自治体が把握した精神科病院 した場合、都道府 15~19年度

いる)。 ▼家族らの同意で強制的に入院さ 事者団体からは、「減らしてい 場合にも、市町村長の同意で入 とから、家族の意思表示がない は、同意が困難な家族もいるこ せる「医療保護入院」について おそれがある」との懸念も出て くはずの医療保護入院が増える 院できるようにする(ただ、当

改正案のポイント■障がい者の地域生活を支援する

・一人暮らしを希望する人への支・一人暮らしを希望する人への支・地域での生活支援をする拠点の整備を市町村の努力義務に

の都道府県への通報を義務化精神科病院で虐待を発見した人

を創設

るようにする「就労選択支援」

| 2025年東京開催決定|

玉

際ろう者スポーツ委員会は

本年9月10日、オーストリアのウィーンで総会を開き、聴覚障がい者の国際総合スポーツ大会「デフリンピック」の2025年夏季大会開催地を東京に決めました。日本での開催は初めてです。日本での開催は初めてです。日本での開催は初めてです。「本での開催は初めてです。「本語」(東京)の石野富志三郎理がれたことを心から誇りに思う。「ないのある人とない人とのコミュニケーションや情報バリアフリー、情報アクセシビリティを推進する機会にしたい」とするコメントを発表しました。

「駒沢オリンピック公園総合運動 院技を予定し、70~80の国と地域 がら5000~6000人の選手 団の参加を見込んでいます。開会 式と閉会式は、東京都世田谷区の 式と閉会式は、東京都世田谷区の

身体、視覚、.場」で行います。

身体、視覚、知的障がいの選手が出場するパラリンピックにはが出場するパラリンピックにはとっては原則4年に一度のデフリンピックが最大の舞台となり、「ろう者の五輪」とも呼ばれています。 デフリンピックは1924年に アランスで第1回夏季大会が開かれたパラリンピックよりも が開かれたパラリンピックよりを たました。60年に第1回夏季大会が開かれたパラリンピックよりも 歴史は古いものの、世界的に認知 度は低いのが現状です。

■太田陽介全日本ろうあ連盟

謝申し上げます。 東京が2025年デフリンピックの開催地に選ばれたことを、大変嬉しく思うとともに、また、開度係者の皆様のご尽力に心より感

本・東京におけるデフスポーツ、理想の形を社会や世界へ示し、日で、さらに一歩進んだ共生社会ので、さらに一歩進んだ共生社会の

げて参ります。パラスポーツの発展・飛躍につな

お願い申し上げます。

で支援を賜りますよう、よろしくいただき、これまで以上に皆様の







お 知 5

せ

12月3日から9日は 障害者週間」です。

ことその他の権利利益を侵害する もに、「何人も、障がい者に対し らかにしています。 行為をしてはならない」ことを明 与えられる」ことを宣言するとと ゆる分野の活動に参加する機会が として、すべての障がいのある方 支え合う「共生社会」は、 て、障がいを理由として差別する 保障される権利を有する」こと、 れ、その尊厳にふさわしい生活を に対し、「個人の尊厳が重んぜら よりはじめて実現できるものです。 自覚し、主体的に取り組むことに 人一人がそれぞれの役割と責任を 「社会を構成する一員としてあら 障害者基本法では、基本的理念 国民誰もが人格と個性を尊重 私たち

年12月3日から9日までの1週間 この障害者基本法において、

> ており、 国で行われます。 る意欲を高めるための取組みが全 ゆる分野の活動に積極的に参加す がい福祉への関心と理解を深めて が「障害者週間」として定められ 人が社会、経済、 いただくとともに、障がいのある 国民の皆さんに、 文化その他あら 広く障

ころ製品の販売会を行います。 がでしょうか。 各種イベント等開催されますの 会棟、各総合庁舎において、まご 動のほか、県庁1階ロビーや県議 ついて、理解を深めてみてはいか で、ぜひ、この機会に「障がい」に また、県内市町村においても、 福岡県では、博多駅での啓発活

有施設を利用する際、

障がい者手

障がい者手帳をお持ちの方が県

||博多駅博多口での啓発活動

りました。

また、「ミライロID」には必要

画

免を受けることができるようにな よる本人確認でも、利用料金の減 帳アプリ「ミライロID」の提示に

12月3日 (土) から9日 **金**

※2時間程度

|まごころ製品販売会

①県庁1階ロビー

午前11時から午後2時まで 12月5日 (月) から9日 **金**

②

各総

合

庁

舎 12月5日 (月) から9日

金

が利用できます。(令和4年10月14 ど17施設において「ミライロID」

午前11時から午後2時まで

日時点)

③県議会棟

午後2時まで 12月1日(木) 午前10時から

■県内市町村の取組

をご覧ください。 ジ(QRコード) 県ホームペー





•



ださい。

ムページを御確認く

詳しくは、県ホー



QRコード

『2022ふくおか県 障がい児者美術展 の受賞者が決定

県有施設で障がい者手帳

アプリ「ミライローD」が

利用できます。

下のとおり決定しました。 結果、入賞作品及び佳作作品が以 さらなる制作意欲の向上を促進 い児者美術展」を開催しています。 的に、「2022ふくおか県障が に触れる機会を提供することを目 方が持っている多様な能力・才能 し、県民に対して、障がいのある 応募作品の中から厳正な審査の 福岡県では、 障がいのある方の

1 応募資格

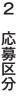
ができます。

県立美術館や県青少年科学館

な

簡単に施設スタッフに伝えること 面を提示するだけで、配慮事項を な配慮を記載する機能もあり、

勤・通学 福岡県在住または福岡県に通 い児者の方 (所) している障が



福岡県議会議長賞

泉

福岡県知事賞

錦戸



3 部 般の部、 門 小・中学生の部 画、書道、写真

4 道101点、写真 6 3 6 点 応 募 数 (絵画480点、

書

(絵画) 福岡県知事賞

書道 田川市長賞 福岡県議会議長賞 星先こずえ 敦司

田川市長賞 東

【写真】

福岡県知事賞

小川

騎士

福岡県議会議長賞 田川市長賞 永松

(小・中学生の部

絵画

福岡県知事賞

セキセイインコ好き

福岡県議会議長賞 正木 愛莉

福岡県教育委員会賞 末吉

優花

福岡県教育委員会賞 竹井 寛人

(書道)

福岡県教育委員会賞 福岡県議会議長賞 福岡県知事賞 権田 武内 坂元 羽奏 心音 仁希

【写真】

5

入

18 点

55 点

(一般の部

福岡県議会議長賞 福岡県知事賞 田中 陽葉 菜那

6 **※**佳作 84点 作品展示

藤井

佑樹

【九州芸文館】

住所:筑後市大字津島1131 会期:11月29日~12月4日

住所:嘉麻市上臼井767 会期:12月7日~14日

【田川文化センター】 会期:12月17日~18日

【北九州市立美術館アネックス 市民ギャラリー

会期:1月11日~15日

住所 北九州市戸畑区 西鞘ヶ谷町21番1号

> ※入賞・佳作作品一覧や、展示会 場の開館時間等の詳細は、 ご覧ください。 おか県民文化祭ホームページを ふく

(http://www.kenbunsai-fukuoka jp/topics/detail/58)

表彰式

場所:田川文化センター 日時:12月17日 14 時 15 時

※第30回ふくおか県民文化祭20 【問い合わせ先】 22 記念式典において開催

行委員会事務局 ふくおか県民文化祭福岡県実

(一社)福岡県障がい者 スポーツ協会Facebook ページを開設しました。

ツ協 障がい者スポ 大会の開催、 ポーツ・レクリエーション教室や 会では、 社 福岡 指導者の養成等の事 1 県 QR_I

> 更新しています。ぜひご覧くださ 等様々な障がい者スポーツ情報を 業を行っています。当協会の事業

【問い合わせ先】

ふくおかまごころ駐車場 制度につい 7

けています。 の方、妊産婦の方など、車の乗り降り や店舗等を安心して利用できるように や移動に配慮が必要な人が、公共施設 「ふくおか・まごころ駐車場」 制度を設 福岡県では、 障がいのある方や高齢

くおか・まごころ駐車場」のステッ ることが可能です。 カーが掲示されている駐車場を利用す 利用証を車内に掲示することで、「ふ

ページをご覧ください。 利用証の対象者など詳細は県ホーム



QRコード



福岡県南郊 哈福祉情報 小今 1870 700 720 22 金融 4年4月



発行 福岡県社会福祉協議会(福岡県福祉情報センター)

★障がい者福祉制度・施策を満載

- 1 手帳制度
- 2 保健・医療・衛生
- 3 日常生活援助
- 4 教育・育成
- 5 療育・訓練
- 6 年金・手当
- 7 税金

- 8 就労
- 9 まちづくり・ボランティア
- 10 住宅
- 11 移動・交通
- 12 教養・余暇・スポーツ
- 13 情報・通信・コミュニケーション

★県内における障がい福祉サービスの利用状況等を掲載

★県内全市町村の実施する地域生活支援事業・地域生活支援促進事業を網羅

- 相談支援事業
- 意思疎通支援事業
- · 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業
- ・その他の事業

★各種相談窓口、施設名簿、地域活動支援センター等を掲載

購入を希望の際は、下記窓口にお越しいただくか、申込書に必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵送でお申込みください。

障がい者福祉情報ハンドブック2022 申込書										
申込部数		部	×1,	3 0 0	円 + 送料	が 御請求額	になります。			
氏名・団体	名					担当者名				
送付先	₹	:								
TEL					FAX					
備考										

送料:1部まで616円(九州内※離島除く)、2部以上4部まで748円 5部以上及び九州外、離島の送料は、下記へ問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】

福岡県社会福祉協議会 福祉人材センター 〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ東棟2階 TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

